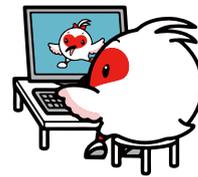


商工通信



確定申告はお済ですか？
申告はe-taxが便利です。

令和2年3月号
第203号

令和2年3月1日発行

〒959-2642 胎内市新和町 2-5

中条町商工会（胎内市産業文化会館内）

TEL (0254) 43-3624 FAX (0254) 43-5773

URL <http://www.tainai.or.jp/>

✉ nakasyo@shinsyoren.or.jp

★今月・来月の 【3月 MAR】 行事予定

※今月の名言・・・小柴昌俊

「人生は卒業後に自分からどれだけ能動的に働きかけたかで決まる。」

日にち	時間	内容	場所	担当者
3日(火)	10:00~	確定申告個別税務相談会(担当:武田税理士) ※事前に予約が必要です	商工会館	菅原・鈴木・窪田
4日(水)	19:00~	青年部定例会	商工会館	青年部
5日(木)	9:00~	融資委員会(予定)	商工会館	菅原・鈴木・窪田
6日(金)	10:00~	確定申告個別税務相談会(担当:増谷税理士) ※事前に予約が必要です	商工会館	菅原・鈴木・窪田
10日(火)	10:00~	確定申告個別税務相談会(担当:武田税理士) ※事前に予約が必要です	商工会館	菅原・鈴木・窪田
13日(金)	10:00~	確定申告個別税務相談会(担当:増谷税理士) ※事前に予約が必要です	商工会館	菅原・鈴木・窪田
17日(火)	10:00~	第2回小規模企業振興委員会	商工会館	菅原・鈴木
23日(月)	16:00~	第5回理事会	南都屋	岩川・菅原
26日(木)	10:00~	経営発達支援事業評価委員会	商工会館	岩川・菅原
下旬		商業部会 運営委員会(予定)	商工会館	鈴木
下旬		工業部会 運営委員会(予定)	商工会館	菅原
下旬		サービス業部会 運営委員会(予定)	商工会館	窪田

【4月 APR】

日にち	時間	内容	場所	担当者
6日(月)~	9:00~16:00	労働保険年度更新指導会 ※後日、委託事業所宛てのご案内を確認下さい。	商工会館	鈴木・青木
10日(金)	9:00~	融資委員会(予定)	商工会館	菅原・鈴木・窪田
11・12日(土)	(土) 15:00~ (日) 9:30~	青年部事業「第5回 たいない桜まつり」※黒川商工会青年部合同	B&G 駐車場・体育館	青年部
16日(木)		確定申告期限(確定申告はお早め!)		
中旬	未定	三部会合同総会 ※後日、ご案内の開催ハガキをご確認下さい。	中条グランドホテル	岩川
中旬	未定	監査会	商工会館	岩川
下旬	未定	第1回 理事会	産業文化会館	岩川

★壁等に貼ってご利用下さい。

重要 令和元年分 申告と納税期限について

メディア等での報道のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税の申告期限・納付期限について、**令和2年4月16日(木)**まで延長となりました。申告所得税及び個人の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても延長となるため、続報が入り次第お知らせいたします。

経営計画に基づいた売上アップを実現される販路開拓に取り組んで 最大50万円が交付される補助金を申請しませんか？

小規模事業者持続化補助金 令和2年度も公募される予定です。

- 小規模事業者(※)を対象に、商工会の助言を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って販路開拓に取り組む費用2/3を補助します。
- 販路開拓や売上増を目的とする事業計画であれば対象となります。(補助上限:50万円)
- 下記の場合は補助上限が引き上がります。
(100万円 ⇄ ・従業員の賃上げ ・雇用を増加させる取組 ・買い物弱者支援の取組 ・海外展開に向けた取組)
(500万円 ⇄ ・将来の事業継承を見据えた共同設備投資等)
- 例えば・・・新たな顧客層の取り込みをねらった広告宣伝のチラシを作成する費用、店舗を改装し、幅広い年代層の集客を図るための費用など

※小規模事業者とは、商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)は常時雇用する従業員数が5名以下、製造業・その他(サービス業のうち宿泊業・娯楽業を含む)は常時雇用する従業員数が20名以下の事業者です。

※令和元年度補正予算で実施されると思われます。あくまでも現時点での予測ですが、例年、公募開始から申請期限が短いことから今から準備しましょう。

事業主の
皆様へ

2020年4月1日から 改正健康増進法全面施行

喫煙のルールが変わります

(1) 屋内が原則禁煙に

改正法では、原則屋内禁煙となり、受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所に限り喫煙場所の設置ができます。また、施設における事業の内容や経営規模への配慮から、喫煙のための各種喫煙室の設置が認められているものもあります。

一般的な事業者が適合



喫煙専用室
○たばこの喫煙が可能
× 飲食等の提供不可
施設の一部に設置可



**加熱式たばこ専用喫煙室
(経過措置)**
△加熱式たばこに限定
○飲食等の提供可能
施設の一部に設置可

特定事業目的施設に限定



喫煙目的室
○たばこの喫煙が可能
○飲食等の提供可能
施設の全部または一部に設置可

シガーバーや、たばこ販売店、公衆喫煙所など、喫煙をサービスの目的とする施設(喫煙目的施設)については、受動喫煙防止の構造設備基準に適合した室内空間に限り、喫煙目的室を設けることができます。喫煙目的室では、喫煙に加え、飲食を始めとするサービス等を提供することを可能としています。

既存特定飲食提供施設に限定



喫煙可能室
○たばこの喫煙が可能
○飲食等の提供不可
施設の全部または一部に設置可

経営規模の小さな飲食店への経過措置です。
①2020年4月1日時点で営業している飲食店であること
②資本金または出資の総額5,000万円以下であること
③客席面積100㎡以下であること
上記3つの条件をすべて満たしている事業者が、既存特定飲食提供施設として、店内での喫煙可にすることができます。保健所への届出や書類の保存が必要です。

(2) 20歳未満の人は、喫煙エリアへの立入りが禁止

20歳未満の人は、たとえ喫煙を目的としない場合であっても、喫煙エリアへの立入は一切禁止となります。たとえ従業員であっても喫煙エリアに立ち入ることはできません。

(3) 喫煙室がある場合には標識を掲示

施設の中に喫煙室がある場合には、施設の出入口となる場所と喫煙室の出入口に、施設の種類に応じた標識(ステッカーもしくはプレートなど)を掲示することが義務化されます。

詳細は「なくそう!望まない受動喫煙」Webサイト <https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>

新型コロナウイルスにより影響を受けている中小企業者等に対し緊急金融融資を実施します

新型コロナウイルスの感染拡大により、県内中小企業等の事業活動への影響が生じております。このため、その影響により売上減少などの損害が出ている、又は今後の資金繰りに支障をきたす恐れがある県内中小企業者等に対して、自然災害並みの低利率の融資を創設し、緊急的な金融支援を実施します。

※本融資は、新潟県セーフティネット資金(経営支援枠)の融資対象拡大による特別融資となります。

詳しくは、新潟県産業労働部 創業・経営支援課 (025-280-5806) へ

【新型コロナウイルス感染症対策特別融資】

資金使途	運転資金
限度額	3,000万円 ※セーフティネット資金の他の要件とは別枠で利用可能
貸付期間	7年以内(据置2年以内)
貸付利率	3年以内1.15% 3年超5年以内1.35% 5年超7年以内1.55%
取扱期間	令和2年2月28日(金)から令和3年3月31日(木)まで

けんしん育英会奨学生募集

令和2年度の奨学生(採用人数12名)を下記により募集しています。

【募集資格】

- ①県内在住の子弟で、県内の高校を卒業した者
- ②学費の支払いが困難な者
- ③4年制大学に進学した者(歯科薬学部の場合6年制も可)
- ④心身ともに健康な者

【貸与額】

30,000円(月額)

【採用人員】

12名

【受付期間】

2月3日(月)～4月6日(月)

【貸与開始】

令和2年5月下旬に奨学生を決定した後に、令和2年4月分から遡って貸与を開始

【返済方法】

貸与の終了した月の翌月より1年間の据置期間後に、10年以内に返済(無利息)

【お問合せ】

けんしん育英会事務局 TEL 025-228-4111
又は、新潟県信用組合中条支店 TEL 43-3177
までお問い合わせ下さい。

日本政策金融公庫をご活用ください

《小規模事業者経営改善貸付のご案内》

「小規模事業者経営改善貸付」(マル経資金)は、商工会地区において直近1年以上事業を行っている方で、原則として6か月以上商工会の経営指導を受けている小規模事業者の方が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人でご利用できる制度です。 ※詳しくは、商工会へお問い合わせください。

- ◇ご融資額 2,000万円以内
- ◇ご返済期間 運転：7年以内、設備：10年以内
- ◇利率 年1.21% (令和2年2月3日現在)
- ◇融資条件 当会融資審査会を経て商工会長の推薦を受けた小規模事業者

※当会の融資審査会は、毎月10日となりますので、余裕を持ってご相談ください。

◎仕入資金や運転資金!
◎店舗の増改築・機械等設備導入資金!
◎長期低利の公庫資金をご検討ください



雇用保険の適用拡大について

令和2年度から、65歳以上の労働者も雇用保険料の徴収が必要となります。

保険料率は、毎年変更になる可能性がありますので、詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください。

【雇用保険料率について】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108634.html>

【参考】平成31年度雇用保険料率	保険料率	事業主負担分	労働者負担分
一般の事業	9/1,000	6/1,000	3/1,000
備考			
農林水産・清酒製造業は		11/1,000	
建設業は		12/1,000	



小規模企業共済

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が、廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。おかげさまで、今年50周年を迎えました。

制度の特長

- 1 全国125万人が加入
昭和40年に発足した実績ある制度で、現在は全国の経営者約125万人が加入しています。(H27.3末現在)
- 2 掛金は全額所得控除
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分別の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

経営者のための退職金制度です!

中小機構 TEL:050-5541-7171 (共済相談室)

小規模企業共済 検索 www.smrj.go.jp/skyosai

